

# 空き店舗リフォーム支援事業補助金チェックリスト

□ にチェックを入れてください。

## 対象物件

- 自己所有でなく、賃貸借による物件である  
(所有者と生計が同一でなく、かつ2親等以内の親族でないこと)
- 以前に「商店リフォーム支援事業補助金」または「空き店舗対策支援事業補助金」を活用していない
- 日本標準産業分類に基づき、情報サービス業・専門サービス業・小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・医療業のいずれかの業種である
- 都市計画法に規定する以下の地域の物件である(産業政策課でチェック済み)  
【補助上限100万円】第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、特定用途制限地域  
【補助上限200万円】近隣商業地域および商業地域  
(地区計画制度に定められている地区を除く)
- 下記に該当しない
  - ×店舗面積が1,000㎡以上である
  - ×店舗内のテナントである
  - ×風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗である
  - ×市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店
  - ×夜間営業(17時以降)のみ
  - ×専用住宅の一部を改装または住宅としての貸し出しを前提としているアパート
- 店舗併用住宅の場合、対象経費は店舗部分の工事に限る
- 店舗リフォーム工事費総額20万円以上(税抜き)である
- 備品購入費(税抜き)が1品3万円以上かつ総額10万円以上である。(備品を購入した場合)  
(備品購入のみでリフォーム工事が無い場合は、対象となりません。)
- 施工及び販売業者は市内の業者である  
(見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。またリフォーム補助を受ける個人又は法人代表者と業者(法人の場合は代表者)が同一の場合は、不可。)
- 申請時の見積書に記載のある工事が対象となる  
(工事箇所や単価に変更のある場合、着工前に相談してください。着工後の変更は認められません。)
- 補助金決定通知の日以降の工事・備品購入及び開業を令和7年1月31日までに完了するもの
- 週に3日以上昼間営業できる

## 対象者

- 新たに店舗を開設する者である  
(対象地域内のすでにある店舗の移転先としてリフォーム工事を行う場合には、補助金交付の対象にはなりません。リフォームして新たに開業する店舗と同様、既存店舗についても引き続き営業してください。)
- 市税を滞納していない  
(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- 太田市に住民登録がある者(法人の場合は代表者、外国人は日本国内で就労が認められる残留資格を有すること)※継続して太田市に住民登録する意思がある者
- リフォーム完了後、3年以上継続して営業できるもの  
(3年間、年度末ごとに確定申告書等の写しなど提出条件あり)

## 申請に必要な書類等

- 補助金等交付申請書(指定書式)
- 店舗の位置図(店舗の位置がわかるもの)
- 店舗所有者の同意書の写し及び賃貸借契約書の写し
- 補助金の交付を受けようとする者の履歴書(申請者の役職や職歴等)
- 開業計画書(指定書式)(太田商工会議所又は太田市新田商工会と協議のうえ作成し、経営指導員の署名済みであるもの)
- 住民票写し(コピー可)(申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません。)
- 工事前の施工箇所(店舗内外)写真、購入予定の備品写真やカタログ  
(カラーのみ可、A4用紙に印刷したもので可)
- 工事、備品購入明細のわかる見積書(宛先と申請者名が一致するようにしてください)
- 太田市税等完納照合票(指定書式)(世帯員全員に滞納がないことを確認します)収納課(本庁舎2階)にて照合してください。(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- 消防予防課確認票(指定書式)消防本部予防課にて相談してください。
- 誓約書(指定書式)
- 店舗の開業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し
- 空き店舗リフォーム支援事業補助金チェックリスト(指定書式)

※業者発行書類(見積書等)には業者の印が必要となります。

※(指定書式)の書類に関しましては、HPからダウンロード又は産業政策課窓口にて配布しています。